

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(A1)貝分離装置入口弁用フレキシブル空気配管において、空気漏れが認められたため、当該電線管を交換。	G	
2	1号機	タービン建屋地下1階復水器室床面貫通スリ-ブにおいて、不具合(スリーブ腐食30箇所、スリーブ折損3箇所)が認められたため、当該箇所を修理。	G	
3	1号機	タービン建屋地下1階復水器室山側下部電線管及び押さえ金具において、腐食が認められたため、当該電線管を修理。	G	
4	1号機	低圧復水ポンプ(C)試運転において、当該ポンプシール水流量計指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器を点検補修。	G	
5	1号機	排ガス分析系高感度気体廃棄物処理モニタの現場用パソコンCRTにおいて、不具合(画面表示しない、電源スイッチ切りで表示ランプ未消灯)が認められたため、当該CRTを点検補修。	G	
6	1号機	ドライヤーセパレーターピット水抜き操作時、移送先の低電導度廃液受けタンク(C)レベル管理範囲(5%~95%)を超えて受入れたため、対応検討。	G	
7	1号機	高圧復水ポンプ(A)試運転時、吸込側安全弁にシートリークが認められたため、当該安全弁を点検補修。	G	
8	1号機	原子炉圧力容器漏えい検査準備の昇圧時、原子炉格納容器内のファンネルから水漏れが認められたため、対応検討。	G	
9	4号機	補機冷却海水系弁点検時、海水ストレーナ(A)ベント弁及び流量指示計入口管ドレン弁の弁体・弁座に傷、浸食が認められたため、当該弁を交換。	G	
10	4号機	タービン建屋復水器水室海水ドレンサンプ液位計点検時、出力指示計に不具合(精度外れ)が認められたため、当該計器を交換。	G	
11	1.2号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物分別設備ドラム搬出入コンベアチェーンダイバータ点検時、電流測定値が定格電流値を超えていることが認められたため、当該モーター交換。	G	